

本日の審議事項について (教育・保育部会)

平成27年2月2日

<今回の審議事項>

各施設等からの「意向調査」及び「みなし確認」の状況を踏まえて、平成27年度の「特定教育・保育施設（認定こども園・新制度へ移行する幼稚園・保育所）及び特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定について審議を行う。

また、9月に概ねの（案）として取りまとめた「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」の教育・保育部会部分（「確保内容」部分等）の時点修正等について審議を行う。

加えて、認定こども園等の入園に際しての利用調整及び保育の必要性の下限時間の設定について審議を行う。

(1)平成27年度の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」について
<事務局案>

【資料2】参照

※各施設等からの「意向調査」及び「みなし確認」の状況を反映し設定

【検討項目】

・事業計画（案）で設定した「量の見込み」とも勘案し、利用定員の設定が適切か。

【対応方針（案）】

→各施設等の申し出も踏まえて事務局案でよいか。

(2)「松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」について(教育・保育部会部分)

＜事務局案＞

【資料3】～【資料6】参照

※教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」、保育利用率、幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期等

【検討項目】

- ・(1)で設定した平成27年度の利用定員に基づき、事業計画内の「確保方策」、満3歳未満の保育所等の利用率(＝保育利用率)を9月に取りまとめた概ねの案から再度検討。
- ・意向調査等の結果を基に、幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期、既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数について、9月に取りまとめた概ねの案から再度検討。

【対応方針(案)】

→設定した利用定員及び意向調査等を勘案し、事務局案でよいか

(3)認定こども園等の利用調整について

＜事務局案＞

【資料7】参照

【検討項目】

- ・保育を必要する2号及び3号認定の子どもが、認定こども園・地域型保育事業を利用する際の入園の調整について、国が示している2つのパターンのうち、どちらを採用するか。

【対応方針(案)】

→事務局案でよいか

(4) 保育の必要性の下限時間の設定について

＜事務局案＞

【資料8】参照

【検討項目】

・保育の必要性を認定する際の下限時間を、各市町村で48時間から64時間の範囲内で設定することになっているため、本市の下限時間について設定する。

【対応方針(案)】

→事務局案でよいか